

講 演

(本紀要所載文章は凡て署名者の責任にして本會の意見を代表するものに非ず)

八代將軍德川吉宗公の治績に就て (承前)

文學博士 三 上 參 次

四

前申したやうな方針で、吉宗公は又大いに學問を獎勵せられ、一方では、天下の孝子及び賞美すべき篤行者を旌表して、或は之に苗字を許されました。後に寛政の改革の時にも、諸國の孝行者、忠義者、貞節者、兄弟睦じき者、家内睦じき者、一族睦じき者、風俗宜しき者、潔白の者、奇特の者、農業出精の者等を調査して之を五十卷の書冊に編輯し、『孝義録』と題して出版されましたが、これも八代將軍の時の孝義者旌表に端を發してゐるのであります。

斯の如く公は、幕府の財政を立直すと同時に、風俗の矯正にも心を配つて色々盡力せられましたので、數年ならずして江戸府中は面目を一新しましたが、當時は幕府の勢力が盛んで、其の一舉手一投足は直ちに諸藩に影響する時代でありましたから、諸國の風俗も茲に肅然として革まり、天下は一時生れかへつたやうになりました。

以上に述べた財政の立直しと風俗の匡正との二つは八代將軍治政中の大效であります。常に各方面に注意して政治の公平を期せられた公は、右の如く一方に苦心して儉約を行ふと同時に、他方に於ては又必要な費途によく金を出された。例へば朝廷の御爲には勿論、祖先の祭などの爲には、寧ろ進んで支出をせられた。日光の社參なども、財政難のため、一回に十萬兩と云ふ巨額の費用を出し惱んで、五代將軍の時以來中絶になつてゐたのを、八代將軍は斷然復活して、府庫に少しく餘裕が出来ると直ぐ參詣せられた。朝廷に對し奉つて此の將軍が如何に忠誠を致されたかと云ふ事例は數多くありますが、早い話が、平生の心懸からして公は他の將軍と違つてゐた。公は其の就職の初に老中を召見して、將軍と云ふ者は天下の政治をする爲に置かれてゐるのであるから、天下の事に就いていつでも申して出よ、必ず親しく面接して聽くからと言渡された。時とすると夜などは白衣の儘で出て老中の言上を聽かれる事もありました。殊に朝廷の御用の事と、祖先に關する事とを申し出す時には豫め知らせるやうに命じて置

いて、そんな時は如何なる夜中でも衣服を改め禮儀を整へて、慎んで之を聽かれたといふ事です。斯ういふ心懸であられたから、櫻町天皇の御即位の時には、久しい間廢絶してゐた大嘗祭を復興して、之が爲には巨額の支出をされました。記録で見ますと其の費用は十八萬兩にも上つて居りますが、公は其の金を自ら進んで出されたばかりか、其の翌年には、これ亦久しく中絶してゐたところの新嘗祭を、幕府の費用で復興せられました。其の外又、公は御歴代の皇陵にも注意を拂はれました。曾て五代將軍治政のはじめに、柳澤吉保、細井廣澤等が、帝陵の荒廢を歎じ、百方其の境域を穿鑿してお手入れをした後を承け、新たに大規模の考證探査を行うて、周垣を施し外濠を掘るなど、多くの勞力と金力とを費して之が完成に努められました。

當代の天皇並に御歴代の帝陵に對し奉つての公の忠誠は、上皇に對し奉つても亦捧げられました。其の頃の天皇は、宮中の御慣例で多く御外出遊ばしませんでした。上皇と成らせられてからは御外出も幾分かお心易かつたので、後水尾天皇などは修學院の離宮に度々御幸あつて御心を樂ませられました。ところが、其の後はこれ亦費用その他關係で久しく御幸が中絶してゐたのを、公は實に恐れ多い事であると考へて、靈元上皇の御爲に新に離宮に御手入れをし、御幸を勧め奉られたので、上皇は非常に御満足で、爾來十幾度か御幸あらせられました。これ亦公の事蹟として逸すべからざる事の一つであ

りませう。

なほ、在來仙洞御所一年の御費用として幕府から献上してゐた額は、七千石でありましたが、公は改めて三千石を増加して一萬石を献上することに取計らはれました。假にも帝室の御費用とある以上、一萬石でもまだく輕少で、僅に三千石位の増加は論ずるに足らぬ事かも知れませぬが、一方では幕府財政の窮乏を救はんが爲に、平生木綿の縞絆を着通し、十二年の長い間入側の間に住み續けた將軍のせられた事として考へて見れば、これ亦確に美しい心懸の現れとして傳ふべき一例證でありませう。

尙今一二皇室關係の事で公の事蹟を述べて見ませうならば、六代將軍の時に朝鮮と往復する國書の上で、將軍の事を「日本國王」と記したのを止めて、新に「日本國大君」としたのも此の將軍の時であります。將軍を以て日本國王としたのは新井白石の考へで、之に就ては當時既に羣々の論があり、白石に賛成しない人もありましたが、白石には又白石一家の自信があつて、到頭群議を排して押通しました。しかし八代將軍は、既に國王と云へば即ち天子の事である、國に二人の天子があるべきではないと云はれて、斷然之を日本國大君と改めさせられたのであります。尤も大君も之をオホキミと訓めば、即ち天子の御事に成りますが、其處までの穿鑿だては今夕は見合はせませう。

次には將軍の靈屋の事でありますが、公以前の代々の將軍中、初代家康、三代家光の二將軍の靈屋は

日光にあり、二代秀忠公、及び四代以下七代までのものは上野か芝かの山内にあつて、數ふれば已に七廟に上ります。所が支那の古制には天子七廟、諸侯は五廟、大夫は三廟とあつて、七廟では既に天子の廟と同數に達してゐるのでから、最早それ以上に増すことは出來ない。そこで八代將軍は、畏くも京都の御所でさへ御位牌所は一殿しかないのに、臣下として七廟以上に及ぶのは餘りに僭越である、予が死んでも必ず廟所の新造はするな、と遺言して、固く禁ぜられました。それ故八代將軍以後はそれが例となつて、全部舊來の將軍廟に合はせる事になつた。此の事については一條兼香公が非常に感心して、實に立派な心懸であると賞揚してゐられますが、靈元上皇も常に此の將軍の精神を御賞美あらせられて、御衣御冠の恩賜がありました。これは全く前例のない御優遇で、其の上になほ、一度京都へ出て來てはどうかとの御内意もあらせられたと承りますが、何分にも將軍の上洛には巨額の費用を要するので容易に行はれませんでした。公としては隱居後上洛の希望があつたらしいのですが、其のうちに病を得られて、遂に空しく他界されたのは残念な事でありました。公の薨去は、寶曆元年六月二十日、其の六十八歳の時でありましたが、儉約すべき事は飽く迄も儉約して、而も朝家の御爲、祖先の爲には、寧ろ進んで巨額を投じて奉仕の實を擧げた此の名將軍の死は、實に惜むでも餘ある事であります。

五

次に申し上げたいのは此の將軍の我が國文化史上に於ける位置如何の問題であります。五代綱吉公は將軍中では第一の學者で、自ら先頭に立つて大いに學問を獎勵せられましたので、諸大名も、競うて學に趨き、林家門流多數の學者が幕府を初め諸侯家に抱へられて盛んに講筵を開いた結果、我國の文教は大いに振起せられました。これは實に綱吉公の功績として逸すべからざるものであります。併し五代將軍の學問の仕方は、之を忌憚なく申せば一種の道樂に近かつた。將軍として當然せねばならぬ政治向の事は之を人任せにして置かれたにも拘らず、自ら旗本どもの前に經書を講ぜられた如きは其の一例であります。それは確に學者的ではあつたが、決して將軍としてせねばならぬ義務ではなかつた。動物愛護の精神から十萬の棄犬を收容して府内に餓狗無からしめむとされた行動の批判は兎も角として、一個の犬の爲に人命を損するも顧みない冠履顛例の奇怪事を見るに至つた如き事を見ても、其の學問の仕方の適當でなかつた事が窺はれます。ところが同じく好學の將軍でも八代吉宗公は、飽くまでも自己が幕政の責任者たることを強く意識しつゝ、自ら修め又天下を齊へんが爲に學問を勵み又一般に之を獎勵られたのであります。隨つて其の好んで讀まれた書物の如きも決して學究的に偏せず、經書は常の事として、進んでは通俗的なものにも亘つてゐます。例へば貝原益軒の「養生訓」熊澤蕃山の「集義和書」等も讀んでゐられるし、又「延喜式」なども注意して讀んで、前にも述べた通り、それからヒントを得て

古色の復舊を圖られました。又法律の研究にも頗る熱心で「明律」を自分で深く研究せられました。

斯の如く公の學問は随分多方面に亘つてゐましたから、其の居間は即ち書齋で、三方は全部書棚を以て廻らし、悉くそれに金網を張つて鼠害を防ぐやうにしてありました。公は曾て人に語つて、「學問をせぬと倫理がわからぬ。倫理が分らなくては禽獸に等しい。どうかして學問を奨励して、下々の者にも、無學である事を面目なく感ぜしめるやうにしたいものである」と云はれたとの事ではありますが、これは公の教育普及の精神を能く言ひ現した言葉であると思はれます。

將軍の學問の趣旨がこゝにあつたから、随つて之に親近した學者も荻生徂徠とか、其の弟の荻生觀、細井廣澤、青木昆陽、成島錦江など學問を治政上に應用せんとする派の人々が多かつた。室鳩巢の如きも其の方面の學者として信任せられたし、林大學頭の如きも甚だ用ゐられた。そして公は時々是等の學者に湯島の聖堂で講釋をさせて、武士は勿論、町人百姓でも有志の者には聽講を許し、又和田倉門外の高倉屋敷が平生あいてゐるのを利用して、其處でも定日に講筵を開いて一般に聽講させられました。

なほ其の外、別に又私學にも保護を與へられました。例へば江戸では本所の菅野の塾、大阪では中井菴庵等の懷徳書院を奨励されました。此の懷徳書院は後代に一時廢滅の有様でありましたが、維新後に復興せられて、今も立派に漢學塾として存在を保つてゐます。私も其の卒業式に列した事があります

が、其の時、着流しのみ、の商店の小僧さんなどが塾長から論語の修了免状などを授與されてゐるのを見て、そとろに昔を思ひ出しました。

斯く國漢の學に力を盡された外に、公は又洋學研修の道をも開かれました。これは八代將軍の學問上の事蹟として一段と意味の深いことであります。公は世間から米將軍と云はれた程あつて農作には殊に心を用ゐられ、雨とか風とか、或は又八朔、節分と云ふやうな時令についての知識を得る必要上から、天文曆數の研究に興味を有たれました。中根元圭とか、武部賢弘とか云ふ人々が用ゐられたのは其の爲であります。段々調べて見ると、西洋の學問の方が一歩進んでゐて面白い、所が其の點についての知識を有つてゐる和蘭人との交通は、僅に通商貿易が許されてゐるだけで、學問的方面では、例の切支丹關係から三代將軍以來杜絶の状態になつてゐるので、これでは成らぬと見られた公は、先づ其の信賴する青木昆陽を長崎に派遣して、和蘭の書物を讀ませられた。普通に傳へられてゐる所では、六代將軍の時代にローマ人が來朝したので、新井白石が之と會談して、西洋事情を色々聞糺した上、一冊の本に纏めて書いた、これが蘭學の初であると言ふ事に成つてゐますが、これは單なる聞書に過ぎない。本當に和蘭文學を學んで蘭書を讀んだのは青木昆陽が最初で、而もそれは八代將軍の命令に依つたものであります。斯う申すと、或は、イヤそんな事はあるまい、長崎には早くから和蘭通詞がゐた筈である、蘭學

は其れ等の人々に依つて行はれてゐたらうと難ずる人があるかも知れませぬが、事實上彼等の外國知識は所謂る口耳の學で、目で讀むことは禁ぜられてゐた。折角目があいてゐても、盲同様に成れといふのであるから實に不自由な事ではあるが、幕命であるからどう仕様もなかつた。ところが恰も其處へ青木が江戸から乗込んで來て蘭書を讀み始めたので、之に勢を得た通詞達は、何れも喜んで研究を開始し、後には杉田玄白、大槻玄澤其の他幾多の蘭學者が輩出して、學問上の一時機を劃する事になつた。歐洲文明が我が國に流入し始めたのは實に此の時以來の事でありませぬ。幕末には諸外國との外交問題が複雑となり、次いで明治の御代となつては、西洋の新知識が奔潮の勢を以て入つて來ましたが、八代將軍の蘭學解禁は、正に此の時運に魁けて豫め備ふる所あらしめた準備時代でありませぬ。此の時分から準備して腸と胃とを漸次に慣らせて置いたればこそ、後に西洋料理を詰込むことゝなつても、立派に之を日本化して、其の榮養分を吸収することが出來たのであります。若し此の準備時代を経過せず、急劇に食べ慣れぬ西洋料理を詰込んだならば、日本は假令消化不良で斃れないまでも大なる不利を感じた事でありませぬ。此の點について、日本國民は、土地としては長崎、人としては八代將軍が、我が文化の上に與へた洪恩を感謝せねばなるまいと思ひます。

六

なほ次に、八代將軍の功績として算ふべきものは江戸時代に成文法を作られたことであります。徳川氏の御定書百箇條と呼ばれてゐるのが其れであります。

八代將軍時代までの裁判は、其の係り奉行若くは關係官吏の心持次第で行はれてゐたのであつて、所謂「良心に訴へての裁判」であつた。されば名判官に當れば、法律の有無に關せず、公平適正の判決が與へられたであらうが、不公正な人に當つたが最後、被告人は悲惨である。而も事實はどうかと云ふと、人民が苛刑に泣くと云ふやうな事例も多かつた。尤も法律が無いとは云つても、全然準據法を闕いて居たのではなく、其處には慣習的な不文律があつて、例へば類似事件の覺書、前任奉行からの言ひ繼などを根本に、凡そ親殺しは最重刑に行ふとか、十兩以上の盜賊は打首にすると云ふ風な刑の範圍は豫め漠然と定まつてゐましたが、それだけで裁判の公正を期せられないのは勿論の事でありました。

少時から法律研究を好んで、明律に就ても相當な知識を有つてゐられた吉宗公は、早く既に此の缺點に氣がついてゐたので、將軍職に就いて暫くすると、特に係役人を命じて、在來の奉行達の判決例を本とし、又新に評議した上で得たる結論をも之に加へて、遂に百ヶ條に亘る一個の新法典を立てられた。固より今日の如く法の科目を分つた精細なものではなく、民法、刑法、訴訟法その外を綜合した簡略なものではありましたが、主要な事は略ぼ網羅せられてゐると同時に、頗る弾力性に富んでゐて、自由自

在な點がありましたし、又、鎌倉時代の式目が僅に五十箇條に止まり、室町時代の諸藩限りの法律が不完全極まつてゐたのに比べて、大なる進歩を示してゐます。

固より御定書百ヶ條は天下一般に公布されたものではない、謂はゞ係奉行の懷中本として科刑上の參考に供せられたに過ぎないものであります。これは今日の法律とは大いに意味の違ふ點です。凡そ天下の良民には、それぞれの教があつて、斯々の事は進んでせよ、斯々の事はしてはならぬと教へられてゐる、例へば五人組の帳面とか、手習の本とかには、親には孝行をせよ、主人を大切にせよ、正直を第一にせよ、と云ふやうな倫理の大本、道の梗概は教へてある、だから其の教に反する悪事をした者が處罰せられるのは當然の事である、何も特別に斯々の悪事をした者には、これだけの刑罰を加へるぞと云ふ事を公示する必要はない、と云ふのが當時の考へでありました。これは若し人民に刑の限度を知らしめたならば、狡猾な者は、これだけの悪事をして、罰金幾許に過ぎないから差引幾兩の利益になるとか、これだけ儲けて置けば一年位入獄してもいゝとか云ふやうな不量見を抱くことゝなつて、却つて犯罪を獎勵する形になると思料したからであります。

こんな考へは、今日から見れば或は幼稚であるかも知れませぬが、然し一面に於ては、今日の進歩した刑事政策に合致する點も幾つかある。例へば戰國時代以來の不文法に於ては、一般に慘酷なる刑罰が

行はれたものであるが、此の時の立法では、それが頗る緩和せられてゐる。拷問なども餘程減じた。絶無と云ふ事は云へないが、今までよりも慎むことに成つた。それから主殺し、關所破り、偽せ金造りなどは、殊に重罪犯として、單に犯人の一身のみに止まらず、其の一族までも廣く連座せしめたものであるが、これが又此の立法以來、大いに減じた。訴訟手續が定められた事も、國民に取つて仕合せなことで、是等は確に日本近世の法律史上特筆大書すべき事蹟であると云つて可からうと思ひます。

なほ此の御定書百箇條に就いて注意に値するのは、道徳と法律との間に密接な聯繫を保つてゐる事であります。今日でも道徳と法律とは不離の關係に置かれてゐるが、明治初年以來は條約改正といふ事が朝野の大問題に成つてゐたので、特に西洋人の意を迎へて我が國舊來の道徳的習慣を無視したやうな規定が大分加へられ、それが現行法となつて残つてゐる。それで近頃は其の弊に堪へないで、再び在來の舊慣を參酌して法典を修正する事が行はれてゐますが、これは當然の改正であります。例へば從來の規定では、子が親の悪事を訴へても可かつたのであるが、今度の改正法では、卑屬は其の尊屬親を訴へないことに成つてゐるさうであります。果して然らば日本の傳統的道徳への復舊であつて、其の精神に於ては御定書百箇條への還元であるとも申せませう。

斯う云ふ風で御定書百ヶ條は法典たると同時に、修身書を兼ねたものでありましたが、此の修身書的

法典が、當時の人情風俗の上に良好の結果を與へた例は一二に止まりませんでした。

例へば五代將軍の頃世に顯れた有名な院本書きに近松門左衛門があつて、文章はうまいし、殊に好んで人情の機微を穿つた世話物を書いたので、それが時好に投じて多くの讀者を引きつけました。此の近松の作品は今日から觀ても立派なもので、「心中天網島」などは、世話物の中でも殊に傑作であると評せられてゐますが、斯ういふ能文家が、恰も其の當時一種の流行を見た心中即ち情死をする者の心情描寫を試みて公けにした事は、一層情死の流行を煽る事になつた。近松の心中物の中でも、殊に露骨に心中を賞美したものは曾根崎心中で、それには「誰が告ぐるとは曾根崎の、森の下風音に聞え、取傳へ、貴賤群集の廻向の種、未來成佛疑ひなき戀の二本となりにけり」とまで書いてあります。こんな事を書く時、それが巧な文章であるだけ、それだけ一層人心を刺戟して、知らず識らず危い淵に誘ひ込むことになり成ります。今日の文士にも情死を讚美して自ら實演までして見せる奇妙な特志家がありますが、近松も確に心中獎勵者の有力な一人でありました。

そこで此の點に目を著けられた八代將軍と大岡忠相とは、之を法典の上で匡正せんと圖られた。即ち心中と云ふやうな美しい文字を不心得な情痴者に附けるのは奇怪至極であるとして、新に「相對死」といふ名目を附けると共に、所謂の心中者の屍體は取捨として葬式を許さず、生残つた者は下手人即ち加

害者として科刑し、或る場合には又之を非人手下にするといふ特別の處分法を採られました。これは双方共生き残つた場合で、男女共に三日間之を日本橋の袂に晒した上で、非人頭に引渡すのであります。勿論非人となつても一定の期間經過後は足を洗うて良民に復歸する途も開かれてゐましたが、白晝雜關の巷で晒し物にされるのは、死ぬにも儼る羞かしい事ですから、其の後は漸次情死者の數を減じました。これなどは確に法律に依つて風教革新の目的を達した一事例でありませう。

併し斯く一定の法律は定めても、これは前にも述べた通り民間には公布せぬものであるから、如何に公平なる裁判をするやうに、との訓令はあつても、偶々冤罪を被る者が無いとは云へない。そこでそんな場合上訴の路を開くために、公は又新に目安箱と云ふ物を設けて、之を評定所即ち當時の最高等法院の門前に掛けさせ、箱には豫め嚴重な鎖鑰を施して、其の中へは誰でも自由に一般政治向についての自分の考へ、或は思ひ付き、其の他官吏の私曲、訴訟事件の延滞などに就ての訴へ事を、誹謗讒誣に亘らない限りに於て遠慮なく書き認め、住所姓名明記の上で投込むことを許されました。そして一定の日に其の箱を取下ろして、側衆から直接將軍の手許に差出し、將軍自ら開函の上一々披閱して、参考に供すべき物は取上げて之を其の向々の役人に見せると云ふ方法を採られた。尤も中には採るに足らぬものも少くなかつたが、目安箱の投書に基づいて實行せられた事も相當にある。例へば今の東京植物園のとこ

る即ち昔の小石川薬園内に設置せられた養生所の如きは、小石川の町醫者小川笙船が目安箱へ投入した封事に因つたものであるし、また柳原其他の廣場に防火地を設けたこと、一般に瓦葺を奨励して延焼を防止した事なども、同じく民間の獻議を採用した結果であります。江戸にイロハ四十八組の町火消を置いて、大名火消と相應じて火災の防止に力を致させる一方、町方一般に火の用心を嚴守するやうに命令したのも此の時の事で、大震災の前まで下町にまだ其の名残を傳へてゐた土藏造りの町家も、これ亦吉宗將軍の頃に出來始めたものであります。

七

八代將軍吉宗公の立派なる事蹟は此の外にもまた澤山ありますが、以上は殊に著しいものであります。世間では是等の效績を讃へて、江戸幕府中興の名主であると申してゐる。公が下り坂にならんとした江戸幕府の命脈を更に延長し、再び明るい世の中にせられた事は、取りも直さず日本の太平をそれだけ長く維持し得た事でありませう。若しあの時に八代將軍無く、又其の後に白河樂翁公が出て幕府を維持しなかつたならば、日本は果して其の後に至つて急襲して來た歐羅巴の勢力を、持ちこたへ得たかどうか、甚だ心配であつたらうと思ひます。あの幕末の外的壓迫に對して曲りなりにも、折衝應接するだけの力が出來てゐたのは、八代將軍其の他があつて太平を持続し、一旦萎靡頽敗に傾いてゐた人心を振ひ

起し、亂れきつた風俗を匡正し、財政の緊縮を行つて或る程度まで府庫の充實を圖つて置かれた餘澤でなくて何でありませう。私は此の點に於いて日本國民は深く公に感謝すべきであると思ふのであります。

公は確に「えらい人」でありました。西洋では昔から「一人の善良なる専制君主は代議政體よりも優つてゐる」と云ふ諺がありますが、而も多くの國が代議政體に依る事となつたのは、理想的に善良なる君主は、稀に出づべくして常に存するものではないからであります。兎に角八代將軍の如き、若くは又、白河樂翁公の如き賢明な人物が出て、力ある政治をして、事がキビキビと運んで行くのは、書物の上で見ても實に痛快であります。善いと信じた事は即決即行するし、不正をする者があれば直ちに斷罪して暫くも假借しないから、天下は肅然として之に服従する。固より其の間には多少の人權蹂躪に類した事實もあらうが、八代將軍の如きは、少數者の怨嗟を受けても、これが爲に社會の多數者が幸福を受ける事ならば、敢然として之を行ふに躊躇されなかつた。即ち其處に専制政治の短所もあるが、長所も存するのであります。若し前に申した「一人の善良なる専制者は代議政體よりも優つて居る」と云ふ諺を、我が國の江戸時代に引當て、論ずるとすれば、公の如きは差向き之に該當する者であつて、専制政治の長所を最もよく發揮し得た一人であると申してよからうと思ひます。

なほ今一つ、公がえらい人であることを證するに足る事實があります。公は曾て大奥の婦人五十餘人を一時に解放せられた事がありますが、其の時大奥の取締をする者に與へられた命令は、「容貌の美しい者を選出せよ」と云ふ事であつたので、其の選に當つた大奥勤仕者は、結構な事であるとして前祝ひをした。ところが豊圖らんや其の選み出された美人たちには悉くお暇が出たので一同驚き入つたといふ事でありました。これは將軍の意中としては、顔の美しい者は嫁し易いといふ理由からでありました。確にこれなどは常人の爲し得ない所で、室鳩巢などは、殊に此の點を感服して公を賞揚し、唐の太宗は稀世の名君であるが、婦人關係の事では、往々後指さされるやうな事があつた、ところが我が吉宗公にはこれがない、だから太宗よりも一段と見上げた人物であると思つてゐますが、まことに適評であると思ひます。ところが白河樂翁公は斯う云ふ點に於ても亦甚だ公に似てゐる。樂翁公は、田安宗武卿の子と生れ、出で、白河の松平氏を嗣ぎ、家附の姫と夫婦に成られた人でありましたが、不幸にも夫人は天死せられたので後に妾を置かれた。其の時に樂翁公は二十歳と云ふ血氣旺んな年頃であつたが、初め其の妾を數十日間別室に臥さしめて近づけられなかつた。これは如何なる品性の者か分らぬ、支那の呂不韋の故事もあるからと云ふ周到な警戒心から出た事であつたと樂翁公自からいつてをられるが、何にもせよ二十幾歳の青年者としては、樂翁公の如き特別に克己自制の心の強い人でない限り容易に行ひがたい事であらう。

あります。吉宗公と樂翁公と此の兩公の態度が、こんな方面に於てまで期せずして相合致してゐるのは實に一奇であつて、これ亦兩公が共に非常の人物であることを見るべき一つのエピソードであると思はれます。

吉宗公の半面には、長崎貿易に關する事、又朝鮮の取扱ひ方を一朝にして覆した事の如き、稍非難すべき點もありませんが、それは白玉の微瑕であつて、全體としては、確に立派な將軍であります。公人として政治の爲に盡された點は申すに及ばず、之を一個人として觀ても亦、確に模範的な紳士であります。公私何れの方面から觀ても、公は確に典型的な偉人であつて、其の政治中の效績に至つては、之をわが歴史上特筆に値する大功績であると云つても溢美の言ではないと思ひます。此の偉大な效績から觀ると、公が先般神として上野の東照宮に合祀せられたのは當然な事であつて、寧ろ甚だ遅れたりと云はねばならぬのみか、社格はいろ／＼の權衡上尙頗る物足らない感があります。吉宗公の如き國家に功勳の大なるものある偉人物は、早晚別格官幣社の神として獨立に祭らるべきであらうと私は考へるのであります。(講演筆記)